

第 6257 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 8月 9日 金曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 一人当たり 5,000 円以下の飲食費

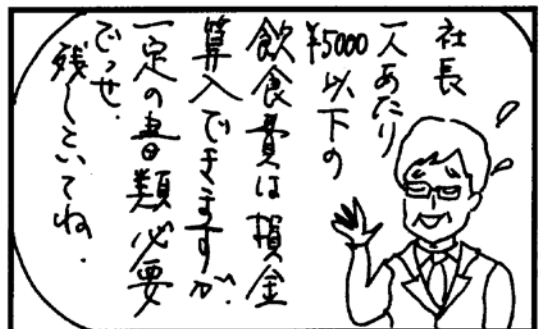
**Q** : 一人当たり5,000円以下の飲食費は、交際費にしないでいいそうですが、要件とかは特にないのですか？

**A** : 一定の事項を記載した書類を保存しておく必要があります。

### 【解説】

法人税では、一人当たりの飲食費が5,000円までのものについては、交際費に含めず、損金の額に算入してよいこととなっていますが、この規定の適用を受けるためには、次の事項が記載された書類を保存していなければなりませんので、注意が必要です。

- ① 飲食等のあった年月日
- ② 飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係ある者の氏名又は名称及びその関係
- ③ 飲食等に参加した者の数
- ④ その費用の金額並びにその飲食店、料理店の名称(店舗を有していないことその他の理由によりその名称が明らかでないときは、領収書等に記載された支払先の氏名又は名称)及びその所在地(店舗を有しないことその他の理由によりその所在地が明らかでないときは、領収書等に記載された支払先の住所もしくは居所又は本店もしくは主たる事務所の所在地)
- ⑤ その他参考となるべき事項



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】